高校生等医療費助成申請のご案内

成田市役所子育て支援課

※※※　　以下の書類を提出してください。　　※※※

１　高校生等医療費等助成金交付申請書
２　お子様の保険証（紙形式の場合は表面と被扶養者氏名欄の写し）
３　申請者（保護者）名義の金融機関口座
（写しの場合は銀行名、支店名、口座番号、名義がわかるもの）
４　医療内容明細のある領収書又は医療機関が発行する証明書
５　「地方税関係情報」の確認に係る同意書　※１
６　高校生等の属する世帯の市町村民税を証する書類　※２
７　その他（　　）

※１初回利用時には必ず必要になります。（子ども1人につき1枚）

※２市町村民税を証する書類について

・発行する市区町村によって証明書の名称が異なる場合がありますが、所得額、控除額、扶養人数、課税額がすべて記載されている証明書が必要です。

・1月1日時点で海外に居住しており、日本に住民登録がなかった場合は、パスポートを子育て支援課に持参してください。

・証明書の発行は、原則として1月1日に住民登録のあった市区町村が行いますが、住民登録地と、実際に居住している市区町村が異なる場合は、住民登録地の市区町村では発行されない場合があります。証明書発行の可否や、取得方法の詳細については1月1日時点の住民登録市区町村まで、事前にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

・再転入等で、1月1日に成田市に住民登録があった場合は、その旨をお知らせください。所得・課税証明書の提出は不要です。

子どもの医療費助成の対象年齢を高校生まで拡大

高校生等医療費助成制度

成田市では令和4年4月から高校生世代の人の医療費を助成する「高校生等医療費助成制度」を開始しました。

自己負担は200円

市に住民登録がある高校生等※にかかった医療費を助成します。

自己負担金

- 通院1回…200円☆
- 入院1日…200円☆
- 保険調剤…無料

☆住民税所得割が非課税の世帯は無料

※高校生等…15歳になった後の最初の4月1日～18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子

償還払いで助成

医療機関で医療費を支払い、後日、市役所に申請することで助成が受けられます。

※受給券はありません。

健康保険適用の医療費が対象

令和４年４月以降に支払った医療費で、健康保険が適用される医療費が対象です。

学校でのけがなどで日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられる場合は対象外です。

医療費助成の流れ

①医療機関を受診

②医療費を支払う

医療機関で医療費を支払い、領収書を受け取る

③申請し、助成を受ける

申請書に領収書などを添付して市役所に申請する。
支払った医療費から自己負担金を引いた金額が口座に振り込まれる

申請についてくわしくは市ホームページを確認してください

【お問い合わせ】成田市役所子育て支援課
０４７６－２０－１５３８